大阪府は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により、以下の指定障害児通所支援事業者の指定を取り消しましたので、お知らせします。

１　指定取消し対象事業者

1. 法人名　株式会社ビィーズ
2. 代表者　代表取締役　楠　拓也
3. 法人所在地　大阪府守口市豊秀町一丁目7番4

２　事業所名及び所在地

1. 事業所名称　　放課後等デイサービスふれんず守口
2. 所在地　　大阪府守口市豊秀町一丁目7番4号フォルム太子橋101号室
3. サービス種別　　放課後等デイサービス

３　指定取消し年月日

　令和２年５月２９日（金曜日）

４　指定取消しの理由

不正請求（法第21条の5の24第1項第5号）

 管理者は、人員基準を満たしていないにもかかわらず、児童指導員等加配加算を不正に請求し受領するとともに、一部の児童について通所していない日があることを知りながら、障害児通所給付費を不正に請求し、受領した。